

高知工業高等専門学校教員選考委員会規則

制 定 平成18年 2月16日
一部改正 平成24年 4月 1日

(設置)

第1条 高知工業高等専門学校に、高知工業高等専門学校教員人事委員会規則第9条第3項に基づき、高知工業高等専門学校教員選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教員選考方針及び公募に関すること
- (2) 教員選考の審査に関すること
- (3) その他教員の選考に関すること

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 教務主事
- (3) 専攻科長
- (4) 選考を申し出た学科の学科長
- (5) 校長が指名する教授 若干名

2 前項第5号の委員は、准教授、講師、助教又は助手の選考であり、かつ、特に必要があると認めた場合は、准教授を含めることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を主宰する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(教員人事委員会への報告)

第7条 委員会は、選考結果については速やかに高知工業高等専門学校教員人事委員会に報告を行うものとする。

(守秘義務)

第8条 委員は、教員の選考にかかる審議事項を他に漏らしてはならない。

(委員会の解散)

第9条 委員会は、選考した教員の発令をもって解散する。

(事務)

第10条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年10月15日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。